児童福祉法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者であって、平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間（以下「特例対象期間」という。）に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であって、その者と同一の世帯に属する者（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者（以下「特定支給決定障害者」という。）にあっては、その配偶者に限る。）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者（次項において「口蹄疫特例措置対象通所給付決定保護者」という。）に係る児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条に規定する障害児通所支援負担上限月額及び同令第二十五条の五第一項の高額障害児通所給付費算定基準額については、同令第二十四条及び第二十五条の六の規定により定める額が、それぞれ、同令第二十四条及び第二十五条の六の規定により定める額から、同令第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）とあるのは「平成二十二年度」と、「者が指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。）」とあるのは「者が指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定するときは、同条及び同令第二十五条の六の規定にかかわらず、当該額とする。

2　口蹄疫特例措置対象通所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令第二十五条の十二第一項に規定する肢体不自由児通所医療負担上限月額及び同条第二項第一号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでに定める額については、同条第一項の規定により定める額及び同号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでの規定により定める額が、それぞれ、同令第二十四条第三号中「指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同令第二十五条の十二第一項第三号中「指定通所支援のあった月の属する年の前年（指定通所支援のあった月が一月から六月までの場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定通所支援のあった月の属する年の前年の」とあるのは「平成二十一年の」と、「当該指定通所支援のあった月の属する年の前年に」とあるのは「同年に」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同項及び同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該額とする。

第三条第一項中「第五条第十八項第二号」を「第五条第二十二項」に、「第十七条第一項」を「第十七条」に、「第二十条第一項の高額障害福祉サービス費算定基準額」を「第四十三条の五第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額」に、「第二十一条」を「第四十三条の六」に、「同項第二号イ」を「同令第十七条第二号イ」に、「同項第三号」を「同条第三号」に、「同項第四号」を「同条第四号」に、「同項及び」を「同条及び」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項」を「第三十五条」に、「同項の」を「同条の」に、「同項第二号」を「同条第二号」に、「同項第四号」を「同条第四号」に改め、同条第三項中「第五十八条第三項第一号ただし書」を「第五十八条第三項第一号」に改め、「（第三項において「指定療養介護医療」という。）」及び「（同号ロに規定する基準該当施設をいう。）」を削り、「基準該当療養介護医療（法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。第三項において同じ。）」を「法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療」に改める。

附則第二条を削り、附則第三条を附則第二条とする。

附則第四条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条を附則第三条とする。

（津波防災地域づくりに関する法律施行令の一部改正）

第三十五条　津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成二十三年政令第四百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「、児童デイサービス」を削り、「児童遊園を除く。）」の下に「、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設」を加える。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第三十六条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百九条中第十五号を第十七号とし、第十一号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十号中「（平成十七年法律第百二十三号）」を削り、同号を同条第十二号とし、同条中第九号を第十一号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

七　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

第百四十五条第一項第一号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削る。

第二章　経過措置

（指定の更新に関する経過措置）

第三十七条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）第二条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十一条第一項の指定の更新の申請であって、この政令の施行の際、指定の更新がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。

第三十八条　施行日前に行われた整備法第四条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の十第一項の指定の更新の申請であって、この政令の施行の際、指定の更新がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。

（旧法指定障害福祉サービス事業者に関する経過措置）

第三十九条　整備法附則第二十二条第一項の規定により整備法第五条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされた者（以下この条において「旧法指定障害福祉サービス事業者」という。）であって、施行日前に整備法第三条の規定による改正前の障害者自立支援法（以下「旧自立支援法」という。）第五十条第一項各号のいずれかに該当したものについては、新児童福祉法第二十一条の五の二十三第一項各号のいずれかに該当したものとみなして、同条の規定を適用する。

2　施行日前に旧法指定障害福祉サービス事業者に対してなされた旧自立支援法第四十八条第一項の規定による報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は出頭の求め（当該報告若しくは提出若しくは提示の期限又は出頭の期日が施行日以後に到来するものに限る。）は、新児童福祉法第二十一条の五の二十一第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ずる処分又は出頭を求める処分とみなす。

3　旧法指定障害福祉サービス事業者が、施行日前に行った旧自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスについて、施行日以後に旧自立支援法第二十八条第一項に規定する介護給付費又は特例介護給付費の請求を行った場合において、当該請求に関し不正があったときは、新児童福祉法第二十一条の五の二十三第一項第五号に該当したものとみなして、当該旧法指定障害福祉サービス事業者について、同条の規定を適用する。